

契約の保証及び前払金保証の電子化について

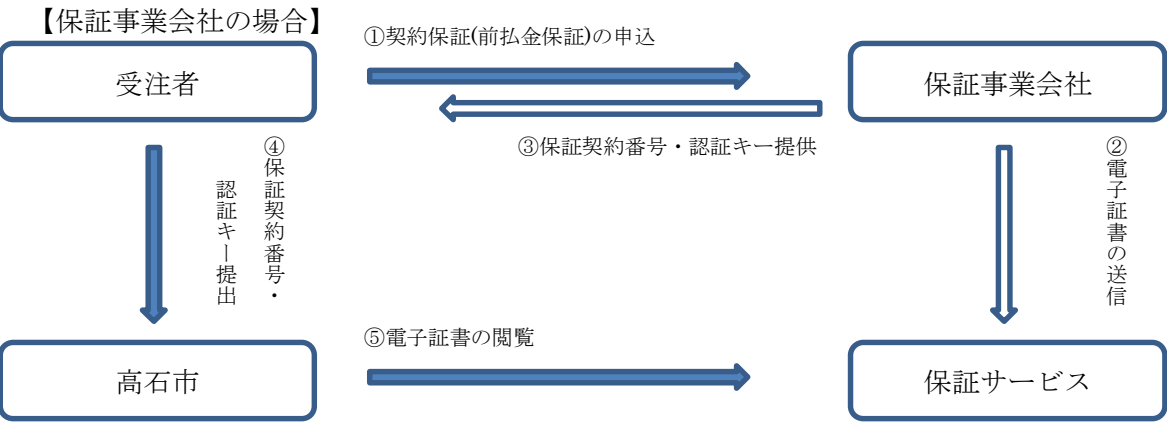
契約の保証及び前払金保証について、令和 7 年 10 月 1 日以降に契約締結するものから、下記のとおり電子による取り扱いを開始します。

保証に関する具体的な手続きは、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）にご確認ください。なお、紙の証書（証券）についても引き続き取り扱います。

1 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証(株)等)	損害保険会社
契約の保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金保証	前払金保証証書	

2 取扱い方法



=====

